

## 特 殊 健 康 診 断

### 動 向

- 1) 平成13年3月27日に電離放射線障害防護規則が改正され、4月1日から施行された。これにより特殊健康診断が6か月以内ごとに1回となり、実効線量が年間5mSvを超えるおそれのない場合等には血液、眼、皮膚の検査を省略することができることとなった。しかし詳細については、平成13年6月22日の通達「……健康診断における被ばく歴の有無の調査、評価項目及び健康診断の項目の省略の可否について」及び「……被ばく歴の有無の調査の調査項目の詳細事項について」により「個人受診票」の作成を行う必要があり、健診に際し混乱が生じたことをおわび申し上げます。
- 2) エチレンオキシド（酸化エチレン）に発がん性があるとのことから、特定化学物質等予防規則が平成13年4月27日に改正、5月1日に施行された。これにより、エチレンオキシドが特定化学物質第2類物質・特別管理物質に追加され、名称等の表示、作業主任者の選任、設備の定期自主検査、作業環境の測定等を行わなければならなくなったが、特殊健康診断の対象とはされなかった。従ってエチレンオキシドの製造・取り扱い作業や、医療機関等において滅菌ガスとして使用する作業に従事する労働者は、配置替えの際及び6か月以内ごとに、定期に一般定期健康診断（特定業務従事者健康診断）を受けることとなった。

このほか 配慮する必要のあるものとしては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成13年4月25日）、「化学物質による健康障害を防止するための指針」（アントラセン、ジクロロメタン、クロロホルムの改正）（平成14年1月21日）、「職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドラインについて」（平成14年3月15日）等の通達がなされている。

### 現 状

前年度に比して、特殊健康診断の受診団体数は388から423団体に0.9%、受診者は78,404人から80,577人に2.8%増加している。しかし、前々年の平成11年度が423団体、81,608人であったので、この3年間で大きな変

化はなかったと言えよう。全国統計でもこの3年間で実施事業場数は0.26%増加し、受診者は0.75%減少しており<sup>1)</sup>、大きな変化はないものと思われる。

じん肺健診は、平成12年度に受診者の減少が見られたが、13年には増加しており、全国統計でも同様である<sup>1)</sup>。じん肺有所見者の内訳及び肺機能検査結果は例年と特に変わったことは見られない。

その他の特殊健診では、カドミウム、水銀、ベンゼン、硫化水素、ブチル錫の一次検査に有所見者がみられたが、二次検査の結果、非業務性または異常な値であった。

尿中代謝物検査では、トルエンの代謝物の馬尿酸値が分布2、3と高めの受診者が例年相当数見られる。尿の採取時期や果実・清涼飲料水等の摂取によって測定値が左右されるので、改めて平成元年8月基発第463号（平成10年改正）に従って採尿するとともに作業環境の確認が必要であろう。

### 今後の課題

化学物質による労働者の健康障害を防止する観点から、エチレンオキシドをはじめダイオキシン、アントラセン、ジクロロメタン、クロロホルム及びホルムアルデヒドについての規制、指針、ガイドラインが示された。ホルムアルデヒドについては「シックハウス症候群に関連した症状を訴える労働者に対しては産業医等の意見に基づき就労場所の変更等の必要な措置を講じること」とある。非常に微量な化学物質（特に揮発性有機化合物、VOC）により症状の出る化学物質過敏症、健康影響の個人差等に関する知見が質的・量的に深まることを期待したい。

近年のVDT器機の急速な普及・多様化をふまえ「VDT作業に於ける労働衛生管理のためのガイドライン」が平成14年4月5日に示された。

### 参考文献

- 1) 労働衛生のしおり（平成14年度）P.293,2002.7

関係の集計表は159～163頁に掲載